



平成25年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所審記官

平成25年(仮)第685号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・名古屋地方裁判所平成24年(ワ)第2888号)

口頭弁論終結日 平成25年10月16日

## 判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控訴人	C F J 合同会社
上記代表者代表社員	C F J ホールディングス株式会社
同職務執行者	浅野俊昭
同訴訟代理人支配人	大國一也

### 被控訴人

同訴訟代理人弁護士	一ノ子裕一
	村上文男
	柄多貞介
	ほか

### 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 当事者の求めた裁判

##### 1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

##### 2 被控訴人

## 主文同旨

### 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が貸金業者である控訴人等との間で継続的な金銭消費貸借契約に基づき借入れと弁済を繰り返したところ過払金が生じたとして、被控訴人が、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき 199万9751円及びうち 155万3147円に対する平成24年6月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

原審が、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人が控訴した。

以下、略語は、特段の断りのない限り、原判決の例による。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

#### (1) ディック取引について

ア 被控訴人は、貸金業者であるディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。同社は、平成15年1月1日にCFJ株式会社に商号変更し、平成20年11月28日に株式会社から合同会社である被控訴人に組織変更したが、以下において、特に限定しない限りは、上記商号変更の前後及び組織変更の前後を通じて、単に「控訴人」という。）との間で、平成9年10月13日から平成22年4月9日まで、原判決別紙1（以下「計算書1」という。）の借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり貸付取引を行った（以下「ディック取引」という。）。

イ 控訴人は、ディック及びCFJ株式会社を通じて、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

ウ ディック取引は、いわゆる基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入と返済を繰り返すことを予定して行われるもので、その返済の方式は、全

貸付の残元利金について、毎月の返済期日に最低返済額を返済することを内容とする、いわゆるリボルビング方式で行われ、貸付利率は利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額を超えるものであり、過払金充当合意（借主から受領した利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を利息として弁済したことにより発生した過払金をその後新たに発生する借入債務に充当する旨の合意）を含むものであった。

(2) タイヘイ取引について

ア 被控訴人は、貸金業者であるタイヘイ株式会社（以下「タイヘイ」という。）との間で、平成11年8月6日から平成14年2月20日まで、原判決別紙2（以下「計算書2」という。）の番号1ないし37の借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり貸付取引を行った（以下「タイヘイ取引①」という。）。

イ タイヘイは、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である。

ウ タイヘイ取引①は、いわゆる基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入と返済を繰り返すことを予定して行われるもので、その返済の方式は、元利均等方式で、約定の返済期日に約定の返済額を支払い、その都度元利に充当し、所定の期間内に所定の回数を支払うことにより完済となるとするものであり、貸付利率は利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えるものであり、過払金充当合意を含むものであった（甲2、乙21）。

エ タイヘイは、平成14年1月29日、株式会社アイク（以下「アイク」という。）との間に資産譲渡契約（以下「本件資産譲渡契約」という。）を締結し、同年2月28日をもって、アイクに対し、被控訴人との間のタイヘイ取引①を含む貸付取引に基づく貸金債権等を譲渡したが、アイクは、同月25日、アイクの関連会社である株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）に対し、本件資産譲渡契約によりアイクが取得する

○ 貸金債権のうち女性を借主とするもの（タイヘイ取引①を含む。）を譲渡した結果、タイヘイ取引①を含む女性を借主とする貸金債権は、タイヘイからユニマットに直接に譲渡され、同月28日、同日のタイヘイとユニマット間の売買を原因とする債権譲渡登記がなされた（乙28ないし30）。

○ タイヘイとユニマットは、平成14年3月18日頃、連名で、被控訴人に対し、同日付けの「債権譲渡・譲受のご通知兼承諾書」と題する書面を送付し、タイヘイ取引①によるタイヘイの被控訴人に対する貸金残額49万9885円を、同年2月28日をもってユニマットに譲渡した旨を通知するとともに（以下、この通知に係る債権譲渡を「本件債権譲渡」という。）、本件債権譲渡を異議なく承諾するよう求めたところ、被控訴人は、同年3月25日頃、同書面中、本件債権譲渡を異議なく承諾する旨の記載ある部分に署名押印して、同書面を返送した（乙21）。

○ カ 控訴人は、平成15年1月1日、アイク及びユニマットを吸收合併した。

○ キ 被控訴人は、貸金業者であるユニマット及び控訴人との間で、タイヘイ取引①の貸金債権を引き継いで、平成14年2月28日から平成22年4月9日まで、原判決別紙2の番号38ないし152の借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり貸付取引を行った（以下「タイヘイ取引②」といい、タイヘイ取引①と併せて「タイヘイ取引」という。）。

○ ユニマットは貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であり、タイヘイ取引②は、タイヘイ取引①による貸金債権を引き継ぎ、ユニマット及びこれを吸收合併した控訴人と被控訴人との間で、(1)ウと同様の内容で行われた。

(3) 被控訴人と控訴人は、平成17年12月21日、その当時におけるディック取引及びタイヘイ取引について、それぞれ、次のとおり、返済総額を定めた上、これを被控訴人が分割して支払うことで合意（以下、これを「本件合意」という。）した。

### ア ディック取引について

平成17年12月21日現在の貸金元金43万5626円、未払利息7318円、未払損害金7318円の合計45万0262円のうち、貸金元金43万5626円のみを平成18年1月から平成22年1月まで、毎月1日限り、49回に分割して9000円（ただし、最終回は端数金額のみ）ずつ支払う。

### イ タイヘイ取引について

平成17年12月21日現在の貸金元金50万9138円、未払利息8553円、未払損害金8553円の合計52万6244円のうち、貸金元金50万9138円のみを平成18年1月から平成21年11月まで、毎月1日限り、47回に分割して1万1000円（ただし、最終回は端数金額のみ）ずつ支払う。

## 第3 爭点及び当事者の主張

### 1 控訴人が過払金について悪意の受益者であるか否か

この争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 2 本件合意は和解契約であるか否か（本件合意に和解としての確定効があるか否か等）

#### (1) 控訴人

本件合意がなされたのは、貸金業法43条1項の適用が事実上認められなくなった最高裁平成18年1月24日判決（集民219号243頁・以下「最高裁平成18年判決」という。）前であって、同項の適用要件の解釈について下級審の裁判例が分かれていることから、控訴人の貸付取引についても同項が適用される可能性があり、控訴人と被控訴人間で、貸金業法43条1項の適用の可否、毎月の支払額や返済期間などについて争いがあった。

そのため、被控訴人及び控訴人は、上記争いを止めるために、ディック取引及びタイヘイ取引において、それぞれ過払金がないことを確認するなど互譲することにより本件合意をしたものである。

したがって、本件合意は和解契約であり、過払債権の有無や被控訴人の控訴人に対する債務額等について和解の確定効が及び、被控訴人がこれに反する主張をすることは許されない。

## (2) 被控訴人

本件合意は、被控訴人が約定どおりの返済ができなくなったことから、控訴人に対して支払方法についての変更を申し入れて、毎月の支払額や返済期間を変更するためになされたものであり、控訴人の主張する約定債務額についての争いはなく、過払金の存否については交渉の話題にもなっていなかったから、本件合意は、被控訴人が控訴人に負担する債務を確認し、弁済方法を変更するための契約であり、和解契約ではない。

したがって、本件合意には和解契約の確定効はなく、被控訴人が過払債権の存在や真実存在した債務額を主張することは許される。

### 3 本件合意が和解契約であるとした場合、錯誤で無効であるか否か

この争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決4頁25行目の「本件和解契約を締結した当時」を「本件合意をした当時」と、5頁3行目の「本件和解契約」を「本件合意」と、同4行目の「本件和解契約は」を「本件合意が仮に和解契約であったとしても」と、それぞれ改める。

### 4 本件合意が和解契約であるとした場合、利息制限法に反するものとして無効であるか否か

この争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決5頁20行目の「本件和解契約」を「本件合意」と改める。

5 本件合意が和解契約であるとした場合、公序良俗に反するものとして民法90条により無効となるか否か

この争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決6頁7行目、8行目及び11行目の各「本件和解契約」を、いずれも「本件合意」と改める。

6 本件合意後の弁済受領に係る過払金について控訴人が悪意の受益者であるか否か

この争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の6に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決6頁16行目(2か所)及び21行目の各「本件和解契約」を、いずれも「本件合意」と改め、24行目末尾に「控訴人は、本件合意後の弁済受領分に係る過払金についても悪意の受益者である。」を加える。

7 タイヘイ取引について、本件債権譲渡につき被控訴人が異議を留めない承諾をしたことにより、被控訴人が控訴人に対して、貸金業法43条1項のみなし弁済が適用されないために債務が減少していたことを対抗することができるか否か

この争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の7に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決 7 頁 15 行目の「過払金が既に生じていること」を「債務額が減少していること」と改める。

#### 第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求を認容すべきものと判断するが、その理由は、次の 2 以下のとおりである。
  - 2 争点 1 (控訴人が過払金について悪意の受益者であるか否か) について
    - (1) 控訴人は、ディック取引及びタイヘイ取引において、貸金業者である控訴人及びタイヘイが被控訴人から受領した制限超過部分について、貸金業法 43 条 1 項所定の要件が備わっていたことについての主張及び立証をしないところ、貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法 43 条 1 項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、このような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法 704 条前段所定の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成 19 年 7 月 13 日第二小法廷判決・民集 61 巻 5 号 1980 頁参照）。
    - (2) まず、タイヘイ取引①について上記特段の事情の有無を検討するに、控訴人は、タイヘイ取引①の貸金業者であるタイヘイについて上記特段の事情を基礎付ける事情を何ら立証せず、これを認めるべき何らの証拠もない。したがって、タイヘイは、タイヘイ取引①において被控訴人から制限超過部分を利息債務の弁済として受領したことについて悪意の受益者であったものというべきである。
    - (3) 次に、ディック取引及びタイヘイ取引②について上記特段の事情の有無について検討する。

貸金業者である控訴人はディック取引において、貸金業者であるユニマット及び控訴人はタイヘイ取引②において、それぞれ、被控訴人から制限超過

部分を利息債務の弁済として受領しているが、控訴人は、上記各取引における個別の取引毎について上記特段の事情があることを基礎付ける事実について、具体的に主張立証をしないし（控訴人及びユニマットが顧客に対して17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務態勢を構築していたことを主張立証するのみでは足りない。），これを認めるに足りる証拠もない。

この点に関する控訴人の主張が採用できないことは、原判決9頁8行目から11頁1行目に記載のとおりであるから、これを引用する。

(4) 以上によると、ディック取引について、本件合意のなされた平成17年1月21日までの被控訴人による弁済について制限超過部分を元本に充当するなどして利息制限法に従って計算し直すと、計算書1の番号1ないし130のとおりとなり、同日当時において貸金債務は存在せず、かえって被控訴人が48万3368円の過払となっていた。

タイヘイ取引①については、本件債権譲渡のなされた平成14年2月28日の前日までの被控訴人による弁済について制限超過部分を元本に充当するなどして利息制限法に従って計算し直すと、計算書2の番号1ないし37のとおりとなり、本件債権譲渡当時における貸金の残元金は33万6086円であった。

### 3 爭点7（本件債権譲渡に対する被控訴人の異議を留めない承諾の効力）について

(1) 前記前提事実(2)オによれば、被控訴人は、平成14年3月25日頃、タイヘイからユニマットに対するタイヘイ取引①による貸金債権を譲渡する旨の本件債権譲渡について、異議を留めない承諾をしたことが明らかである。

(2) ところで、指名債権譲渡において債務者が異議を留めない承諾をしたとしても、債務者が譲渡人に対して対抗できる事由について譲受人が惡意であるときには、債務者は譲受人に対してもこの事由を対抗すること

ができる（最高裁昭和42年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁、同昭和52年4月8日第二小法廷判決・集民120号421頁参照）。

そこで、本件債権譲渡における譲受人であるユニマットがタイヘイ取引①においてタイヘイの超過制限部分に係る利息受領について貸金業法43条1項の適用がないことを知っていたため、被控訴人が真実の貸金債務額を控訴人に対抗できる旨の被控訴人の主張について、以下に検討する。

ア 前記前提事実、証拠（乙28ないし30）及び弁論の全趣旨によれば、  
アイクは、平成14年1月29日、タイヘイとの間で、同年2月28日午後1時の時点（クロージング日）におけるタイヘイの有する消費者ローン事業資産に係る権利全部を、同日をもって、タイヘイから有償で譲り受けること等を内容とする本件資産譲渡契約を締結し、タイヘイ取引①を含むタイヘイの貸付取引による債権を譲り受けたこととしたこと、本件資産譲渡契約については詳細な内容の資産譲渡契約書（乙28）が作成されているが、同契約書1頁の「1. 1 譲渡対象資産」には、上記消費者ローン資産（現在及び過去の借主に関する記録を含む。）とその管理及び回収に関する一切の記録（金銭消費貸借契約書、融資申込書、元帳、顧客データ一等）が含まれるものとされ、同契約書9頁4. 2 (c)において、「本消費者ローン資産を証する契約書および証書はそれぞれ、あらゆる重要な点において売主の標準書式と合致しており、その真正かつ完全なる写しが既に買主に交付されている。」とされ、また、同契約書11頁4. 2 (i)において、「売主は、現行の業務マニュアルならびにその他一切の方針および手続（売主の貸付、回収、記録、滞納、詐欺等の認識および償却に関する方針および手続を含むが、それらに限定されない。）の真実、正確かつ完全なる写しを買主に交付済である。」とされていること、アイクは、同

月25日、関連会社であるユニマットに対し、アイクがタイヘイから譲り受ける貸付取引による債権のうちの一部（タイヘイ取引①を含む。以下「ユニマット譲受債権」という。）について譲受人の地位を譲渡し、結局、ユニマット譲受債権はタイヘイからユニマットへ直接に譲渡され、その旨の通知が債務者に対してなされたこと、ユニマットは、タイヘイから譲り受けたタイヘイ取引①による貸金債権を引き継ぎ、リボルビング方式による貸付取引を継続させていたこと（なお、ユニマット譲受債権に関して、アイクが直接顧客と取引をしたことはなかったこと）が認められるから、ユニマットは、被控訴人との間のタイヘイ取引①を含むユニマット譲受債権について、本件資産譲渡契約の当事者であるアイクを通じて、タイヘイの行っていた貸付取引に関する業務マニュアルや標準書式の写しはもとより、個々の貸付取引に係る契約書等の書類の写しのほか、取引状況に関するデーター等の一切を入手したものと推認され、したがってまた、ユニマットは、本件債権譲渡時において、ユニマット譲受債権に係るタイヘイによる貸付取引について、タイヘイが制限超過部分を利息債務の弁済として受領していたこと等に関する貸付取引の実情の詳細について十分に知り得る状況にあったのであり、実際にも知っていたものと推認するのが相当である。

イ そして、控訴人は、アイク及びユニマットを吸収合併したのであるから、アイク及びユニマットが入手したタイヘイによる貸付取引の実情に関する上記書類等を使用して、タイヘイ取引①におけるタイヘイによる被控訴人からの弁済の受領について貸金業法43条1項の適用の要件が具備されていたことについて主張し立証することができる立場にあるものと推認されるが、それにもかかわらず、控訴人は、本件訴訟において、そのことについて具体的な主張及び立証をしないことを併せ考えると、ユニマットは、ユニマット譲受債権に係るタイヘイによる貸付取引の実情に対する認識の一環として、タイヘイ取引

①において、タイヘイが被控訴人からの制限超過部分を利息債務の弁済として受領するについて貸金業法43条1項の適用がないことを知っていたことにつき認識し、したがって、タイヘイが被控訴人から受領した制限超過部分については利息制限法に従って元金に充当されるべきものであることについての認識を有していたものと推認するのが相当である。

なお、本件資産譲渡契約の契約書(乙28)において、タイヘイは、アイクに対し、譲渡対象資産である消費者ローン資産について、「すべての重要な点において、消費者に対する融資について規律する適用ある法律(貸金業法を含む。)に従い、これを遵守した上でなされた消費者に対する融資より生じる権利または債権であること等を表明して保証していること(同契約書7頁の「4 売主の表明および保証」、11頁の(j))が認められるが、このようなタイヘイの表明及び保証は、それに反する事実があった場合のアイクのタイヘイに対する損害賠償請求の根拠となり得るものではあるが、このようなタイヘイの表明及び保証があったからといって、上記認定に基づく上記推認が直ちに左右されるものではない。

ウ 以上によると、ユニマットは、本件債権譲渡の際、タイヘイ取引①において、タイヘイが被控訴人から受領した制限超過部分について貸金業法43条1項の適用がなく、制限超過部分は利息制限法に従って元金に充当されることとなる結果、その分だけ残元金が消滅して減少していることを知っていたものというべきであるから、債務者である被控訴人は、譲渡人であるタイヘイに対し対抗できる上記事由をもって、譲受人であるユニマット及びこれを吸収合併してその権利義務を承継した控訴人に対して対抗できるものである。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、本件債権譲渡時において

ユニマットが譲り受けたタイハイ取引①による貸金債権の残元金が、そのときに実際に存在した残元金 33万6086円であることを主張することができる。

#### 4 争点2（本件合意は和解契約であるか否か）について

(1) 証拠（甲1, 2, 乙1, 2, 38）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、平成17年12月中旬、控訴人店舗に出向くなどして、被控訴人及びその夫について多額の消費者金融債務等があり、控訴人との間のディック取引及びタイハイ取引に係る債務の支払が困難な状態であるとして、支払方法について相談をしたこと、当時、被控訴人は、ディック取引及びタイハイ取引において同年11月9日の弁済を最後として、同年12月に支払うべき弁済分については支払期限経過後も未弁済であったこと、控訴人は、被控訴人からの上記相談に応じ、被控訴人から、被控訴人及びその夫の債務負担の状況などを聴取し、被控訴人との間で、ディック取引については前記前提事実(3)アを内容とする債務承認弁済契約書（乙1）を作成し、また、タイハイ取引については前記前提事実(3)イを内容とする債務承認弁済契約書（乙2）を作成して、本件合意をしたが、本件合意に係るディック取引における平成17年12月21日現在の貸金元金43万5626円、未払利息7318円及び未払損害金7318円、タイハイ取引における同日現在の貸金元金50万9138円、未払利息8553円及び未払損害金8553円は、いずれも、それぞれディック取引、タイハイ取引における約定利息等に従って計算された貸金の残元金等であったこと、本件合意は、いずれも、上記の貸金元金、未払利息及び未払損害金について債務確認をした上、未払利息及び未払損害金を免除するが、貸金元金はそのままとして、これをディック取引については毎月の返済額を9000円に減額して49回の分割払とし、タイハイ取引については毎月の返済額を1万1000円に減額して47回の分割払とし、分割払中は利息を付さないことを内容とするものであったこと、被控訴人は、

上記相談と本件合意の際、控訴人からディック取引及びタイヘイ取引についての取引履歴を示されたことはなく、被控訴人から控訴人に対して上記取引履歴の開示を要請したこととなかったことが認められる。

そして、前記前提事実と上記2及び3における認定説示によると、被控訴人がディック取引及びタイヘイ取引において利息の債務として支払った制限超過部分を利息制限法に従って計算し直すと、本件合意当時のディック取引における貸金残元金は、計算書1の番号1ないし130のとおり48万3368円の過払となり、タイヘイ取引における貸金残元金は、計算書2の番号1ないし104のとおり12万5015円の過払となっていたものである。

以上によれば、本件合意は、控訴人と被控訴人との間に債務額や支払方法について争いはなかったが、控訴人が、ディック取引及びタイヘイ取引における借主である被控訴人から約定に従った弁済の困難を訴えられたため、被控訴人及びその夫の負債の負担状況や支払能力などの事情を酌んで、約定による貸金の残元利金についての債務を確認させた上、そのうち利息及び損害金を免除した上で、上記の貸金残元金の額について、これを分割弁済する旨の一部債務の免除を伴う支払方法の変更を内容とする合意であり、控訴人と被控訴人との間に被控訴人が支払うべき債務額に争いがあり、あるいは、控訴人が支払うべき過払金債務額の有無やその額に争いがあったため、その争いを止めるため互譲してなされたものということはできない。

したがって、本件合意は和解契約には当たらないから、本件合意について和解の確定効を認めるに由ないものである（なお、仮に本件合意に和解契約としての性質があるとしても、本件合意は、上記のとおり、ディック取引及びタイヘイ取引において被控訴人が控訴人に対して負担する約定債務額について争いがない状況で、同約定債務額を前提として成立したものであったから、上記前提とされた約定債務額については和解契約の確定効が及ばない。）。

(2) なお、被控訴人は、本件合意が和解契約である旨の控訴人の主張に対して、

原審においては、本件合意が和解契約であることを前提として、その錯誤による無効等の種々の無効事由を主張する一方、本件合意成立の経緯等について、被控訴人が負債支払による生活苦から、控訴人に対し、ディック取引及びタイヘイ取引における毎月の支払額の減額を要請したところ、控訴人と被控訴人との話し合いで、約定利息を前提とした元利金を確認した上で、毎月の支払額を減額することで合意したもので、支払債務総額については争いがなかった旨主張（被控訴人の平成25年3月17日付け原告準備書面(3)の第1の2における主張）していたのであり、他方、控訴人も、控訴人の同年5月27日付け準備書面(7)の第2項において、本件合意の経緯として、本件合意が、被控訴人がディック取引及びタイヘイ取引における弁済を継続するのが困難となったため、弁済を継続するための方法などを控訴人に打診あるいは相談したことを契機として締結された旨主張していたのであるから、被控訴人が、当審において、当裁判所の釈明に応じて、本件合意が上記のような内容の合意であって、和解契約ではない旨を明示して主張するに至ったからといって、これをもって不当であるということはできない。

#### 5 爭点6（控訴人が本件合意後の弁済受領に係る過払金につき悪意の受益者であるか否か）

控訴人は、本件合意後の弁済受領により生じた過払金について、本件合意により被控訴人の債務が確認されている以上、善意の受益者である旨主張する。

しかし、前記4で認定及び説示したところによれば、本件合意は、被控訴人がディック取引及びタイヘイ取引における約定による元利金債務を全額確認した上、利息等債務の一部免除と債務弁済方法の変更を内容とする合意であって、和解契約には当たらないところ、貸金業者である控訴人においては、前記認定に係る本件合意に至る経緯等に照らして、本件合意が上記のような内容及び性質のものであって、ディック取引及びタイヘイ

取引における控訴人と被控訴人間の債権債務の性質を変更するものでないことを十分に承知していたものと推認することができる。

そうすると、本件合意後の被控訴人からの弁済受領によって生じた過払金についても、前記2で説示したところが当てはまるところ、控訴人は、本件合意後の被控訴人からの弁済受領について、貸金業法43条1項の要件が具備されていたことの具体的な立証をしないし、同項の適用があるとの認識を有しております。かつ、このような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることについては、これを認めるべき証拠がない（本件合意が上記のような内容である以上、本件合意の成立をもって上記特段の事情に該当するものということはできない。）。

したがって、控訴人は、本件合意後の弁済受領に係る過払金についても、悪意の受益者であるというべきである。

#### 6 控訴人が被控訴人に支払うべき過払金の額

原判決「事実及び理由」欄の第4の6に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 第5 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 長門栄吉

裁判官 片山博仁

裁判官内田計一は退官につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 長門栄吉

名古屋(高) 10-012740

これは正本である。

平成25年11月29日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官

田 部 吉 信

印

